

改正

平成元年3月6日規則第5号

平成元年3月6日規則第6号

平成2年12月13日規則第43号

平成6年3月25日規則第5号

平成9年12月15日規則第55号

平成12年3月31日規則第43号

平成12年9月26日規則第64号

平成14年3月29日規則第73号

平成15年4月1日規則第23号

平成17年2月24日規則第6号

平成18年3月8日規則第12号

平成19年3月30日規則第24号

平成21年1月8日規則第3号

平成23年12月14日規則第65号

平成25年2月5日規則第3号

平成26年7月2日規則第43号

平成27年7月31日規則第70号

平成28年3月31日規則第35号

平成29年10月10日規則第45号

平成30年3月30日規則第6号

平成31年3月31日規則第22号

令和元年7月1日規則第8号

令和元年12月26日規則第42号

令和2年3月18日規則第5号

令和2年10月30日規則第59号

令和3年3月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(親族の範囲)

第1条の2 条例第6条及び第38条の2に規定する親族の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情（以下「内縁関係」という。）にある者その他婚姻の予約者を含む。）その他これに準ずる者として市長が認める者
- (2) 3親等以内の血族又は姻族

2 前項の規定にかかわらず、不自然な世帯分離であるなど、入居しようとする者の世帯構成が社会通念上相当であると認められないものであるときは、市営住宅に入居することができない。

(単身入居を認める市営住宅の規格)

第2条 条例第6条第9項に規定する市営住宅の規格は、住戸専用面積が43平方メートル以下とする。

(入居の申込み)

第3条 条例第8条の規定により、市営住宅の入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の入居申込みをした者は、市長の請求があつたときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 所得に関する証明書
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し（所持している者に限る。）
- (4) 生活保護証明書（受給者に限る。）
- (5) 中国残留邦人等支援給付に係る証明書（受給者に限る。）
- (6) 個人番号提供書（別記第1号様式の2）（提供を要する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

(入居決定の通知)

第4条 条例第11条の規定による入居決定の通知は、入居承認書（別記第2号様式）によつて行う

ものとする。

(敷金の減免等の申請)

第5条 条例第12条第6項の規定により、敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、敷金減免(徴収猶予)申請書(別記第3号様式)に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(市営住宅入居請書)

第6条 条例第13条(条例第23条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する市営住宅入居請書(以下「入居請書」という。)は、別記第4号様式によるものとする。

2 入居請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第6条の2 条例第13条ただし書の場合においては、入居決定者は、指定入居日までに連絡調整人を定め、その者と連署した入居請書(別記第4号様式の2)を提出しなければならない。

2 前項の入居請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第1項の連絡調整人に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(連帯保証人)

第7条 条例第13条の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、当該入居者と連帯して条例に定める責任を負うものとする。

2 市長は、連帯保証人が適当でないと認めるときは、変更を命ずることができる。

3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅連帯保証人変更承認申請書(別記第4号様式の3)に入居請書及び同条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、条例第13条ただし書の場合においては、前条の規定を適用する。

(1) 死亡したとき。

(2) 条例第14条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。

(3) その他特別の理由により変更の必要が生じたとき。

(明渡し時の納付期限の特例を適用する納付の方法)

第7条の2 条例第17条第2項及び第20条の3第3項の規則で定める納付の方法は、口座振替とする。

(収入申告及び報告の請求に応じることが困難な者の収入把握)

第7条の3 条例第17条第5項の規則で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。

(家賃の減免等の申請)

第8条 条例第17条第7項(条例第28条第3項、第30条第3項及び第47条において準用する場合を含む。)の規定により、家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、家賃減免(徴収猶予)申請書(別記第5号様式)に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

(収入の申告)

第9条 条例第18条第1項の規定による入居者からの収入の申告は、毎年7月末日までに収入申告書(別記第6号様式)を提出して行わなければならない。

2 入居者は、当該入居者及び同居者の前年の所得を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する収入申告書に添付し、又は当該収入申告書の提出の際に提示しなければならない。

(1) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号イからトまでに規定する額を控除する場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

(2) 当該入居者又は同居者が条例第6条第1項第2号アに該当する場合 その旨を証する書類

(3) 市長が必要と認める場合 当該入居者及び同居者の個人番号提供書

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(収入の額の認定に対する意見の申出)

第10条 条例第18条第3項の規定による意見の申出は、同条第2項の規定による収入の額の認定の通知を受けた日から1月以内に収入認定に対する意見申出書(別記第7号様式)を提出して行わなければならない。

(家賃の額の変更申請)

第11条 入居者は、その収入が減少した場合において家賃の額について変更を求めようとするときは、家賃変更申請書(別記第8号様式)に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

(共益費)

第11条の2 条例第20条の2第1項の規則で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

- (1) 階段灯、廊下灯、外灯等の電気の使用料
- (2) 共同水栓の水道及び下水道の使用料
- (3) 集会所の維持管理に必要な電気、ガス、水道及び下水道の使用料等
- (4) 共同灯等の電球及び共同水栓等のパッキンの取替えに要する費用
- (5) 階段、廊下その他の共用部分の清掃及び樹木の手入れに要する費用

2 条例第20条の2第2項において準用する条例第17条第7項の規定により、共益費の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅共益費減免（徴収猶予）申請書（別記第8号様式の2）にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(用途変更等の承認申請等)

第12条 条例第21条第3項ただし書又は第4項ただし書の規定により、用途変更、模様替又は増改築の承認を受けようとする者は、市営住宅用途変更・模様替（増改築）承認申請書（別記第9号様式）に用途変更又は工事の概要を示す書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において次の基準に適合し、かつ、用途変更、模様替又は増改築の必要があると認めたときは、これを承認するものとする。

- (1) 市営住宅の管理上支障がなく、原状回復又は撤去が容易なものであること。
- (2) 市営住宅の環境を損わないものであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める基準に適合するものであること。
- (4) 増築は、物置、風呂場、日よけその他やむを得ないもので、その床面積の合計が10平方メートル以内であること。

3 市長は、第1項の承認を行うに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、市営住宅の用途変更、模様替又は増改築を終了したときは、工事終了届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(同居の承認申請等)

第13条 条例第22条第1項の規定による承認申請をしようとする者は、市営住宅同居承認申請書（別記第11号様式）に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

3 条例第22条第2項第3号の規定で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 入居者が同居させようとする者が入居者の配偶者（内縁関係にある者を含む。）その他これに準ずる者として市長が認める者（以下これらを「配偶者等」という。）又は3親等以内の血族若しくは姻族でないとき。
- (2) 入居者が条例第38条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するとき。
- (3) 入居者が同居させようとする者が現に又は過去に市営住宅、改良住宅等（奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第2条に規定する改良住宅等をいう。）及びコミュニティ住宅（奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。）（以下「市営住宅等」という。）に入居若しくは同居している者又は入居若しくは同居していた者である場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。ただし、入居者が同居させようとする者が、市営住宅等に現に同居している、又は過去に同居していた場合において、未成年者であることその他の特別の事情があるときは、この限りでない。
 - ア 当該市営住宅等に係る家賃等の滞納があるとき。
 - イ 条例第38条第1項各号（第2号及び第9号を除く。）に該当したことがあるとき。
- (4) 入居者が同居させようとする者が、市営住宅等を不法に占有したことがあるとき。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。
- (5) 不自然な世帯分離であるなど、当該承認による同居の後における当該入居者の世帯構成が社会通念上相当であると認められないものであるとき。
- (6) その他市長が別に定めるとき。

4 条例第22条第3項の規定による承認申請は、市営住宅長期不使用承認申請書（別記第12号様式）によつて行わなければならない。

（入居承継の承認申請等）

第14条 条例第23条第1項の規定による承認申請をしようとする者は、入居承継承認申請書（別記第13号様式）に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

3 条例第23条第3項第3号の規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 入居者が死亡した場合において、当該承認を受けようとする者が入居者の配偶者等又は3親等以内の血族若しくは姻族でないとき。
- (2) 入居者が退去した場合において、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 入居者が離婚（内縁関係の解消を含む。）その他これに準ずる行為として市長が認めるものによらず退去したとき。

イ 当該承認を受けようとする者が入居者の配偶者等でないとき。

(3) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たないとき（当該承認を受けようとする者が入居者の入居時からその死亡又は退去の時まで引き続き同居している者である場合を除く。）。

(4) 入居者が条例第38条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するとき。

(5) 不自然な世帯分離であるなど、当該承認を受けようとする者の世帯構成が社会通念上相当であると認められないものであるとき。

(6) その他市長が別に定めるとき。

4 第1項の承認を受けた者は、速やかに、第6条第1項の請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(収入超過者等の認定に対する意見の申出)

第15条 条例第26条第3項の規定による意見の申出は、同条第1項又は第2項の通知を受けた日から1月以内に収入超過者（高額所得者）認定に対する意見申出書（別記第14号様式）を提出して行わなければならない。

(収入超過者等の認定の取消しの申出)

第16条 収入超過者又は高額所得者は、条例第6条第1項第2号に掲げる金額又は令第9条に規定する金額を超える収入がなくなった場合において、条例第26条第1項又は第2項の規定による収入超過者又は高額所得者の認定の取消しを求めようとするときは、収入超過者（高額所得者）認定取消申出書（別記第15号様式）に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

(高額所得者の明渡し請求猶予の申出)

第17条 条例第29条第1項ただし書の規定による明渡しの請求の猶予の申出をしようとする者は、高額所得者明渡し請求猶予申出書（別記第16号様式）にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(高額所得者の明渡し期限延長の申出)

第18条 条例第29条第4項の規定による明渡し期限の延長の申出をしようとする者は、高額所得者明渡し期限延長申出書（別記第17号様式）にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(明渡し期限到来後に徴収する金銭の額)

第19条 条例第30条第2項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

2 条例第34条第3項並びに第38条第3項及び第4項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額とする。

(駐車場の使用申込み)

第19条の2 条例第38条の3の規定による駐車場の使用申込みは、市営住宅駐車場使用申込書(別記第17号様式の2)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 駐車場に駐車させる自動車の自動車検査証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(駐車場使用者決定の通知)

第19条の3 条例第38条の4の規定による使用者決定の通知は、駐車場使用承認書(別記第17号様式の3)によつて行うものとする。

(駐車場使用請書)

第19条の4 条例第38条の4の4の規定による駐車場使用請書は、別記第17号様式の4によるものとする。

(駐車場の使用料の徴収等の申請)

第19条の5 条例第38条の4の5第3項の規定により、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書(別記第17号様式の5)にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(駐車場の返還の届出)

第19条の6 入居者は、条例第38条の4の6の規定により、駐車場を返還しようとするときは、その7日前までに市営住宅駐車場返還届(別記第17号様式の6)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(返還期日到来後に徴収する金銭の額)

第19条の7 条例第38条の4の9第3項の規則で定める額は、条例第38条の4の5第2項に規定する使用料に相当する額とする。

(社会福祉法人等に対する使用許可等)

第20条 条例第39条第2項の許可を受けようとする社会福祉法人等は、奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)別記第2号様式に定める行政財産使用許可申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(立入検査員証)

第21条 条例第49条第3項に規定する証票は、別記第18号様式によるものとする。

(同居者の異動届)

第22条 出生、死亡又は転出等により、同居者に異動を生じたときは、入居者は、直ちに同居者異動届(別記第19号様式)に第3条第2項第1号及び第7号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(退去の届出)

第23条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、その10日前までに市営住宅退去届(別記第20号様式)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(氏名変更届)

第24条 入居者は、当該入居者又は同居者が婚姻、離婚その他の理由により氏名の変更をしたときは、直ちに市営住宅氏名変更届(別記第21号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍謄本
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号(第2号を除く。)に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(駐車場の使用者の変更)

第25条 駐車場の使用者が次の各号の一に該当する場合において、入居者又は当該使用者と同居していた者が引き続き駐車場を使用しようとするときは、入居者は、市営住宅駐車場使用者変更承認申請書(別記第22号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 当該駐車場の属する市営住宅を退去したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場を使用しなくなったとき。

(駐車自動車の変更)

第26条 入居者は、駐車場に駐車させる自動車を変更しようとするときは、市営住宅駐車場駐車自動車変更承認申請書(別記第23号様式)に第19条の2各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、

その承認を受けなければならない。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
(奈良市公営住宅条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 奈良市公営住宅条例施行規則（昭和27年奈良市規則第23号）
 - (2) 奈良市母子住宅条例施行規則（昭和45年奈良市規則第3号）
 - (3) 奈良市営住宅使用規程（昭和3年奈良市告示第45号）
 - (4) 奈良市厚生住宅使用条例施行規則（昭和25年奈良市規則第11号）

附 則（平成元年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成元年3月6日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成2年12月13日規則第43号）

この規則は、奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成2年奈良市条例第31号）の施行の日〔平成3年3月1日〕から施行する。

附 則（平成6年3月25日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月15日規則第55号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年奈良市条例第38号）による改正前の奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の規定に基づいて設置された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の奈良市営住宅条例施行規則第2条、第8条から第11条まで、第14条から第19条まで並びに別記第5号様式から第8号様式まで及び第13号様式から第17号様式までの規定は適用せず、この規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則第2条、第8条、第11条、第12条、第14条並びに別記第5号様式、第10号様式から第13号様式まで及び第15号様式の規定は、なおその効力を有する。

（奈良市改良住宅条例施行規則の一部改正）

3 奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部改正）

4 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（奈良市営住宅等管理人規則の一部改正）

5 奈良市営住宅等管理人規則（昭和62年奈良市規則第34号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成12年3月31日規則第43号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月26日規則第64号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月8日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日規則第24号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（様式改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年 1 月 8 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年12月14日規則第65号）

この規則は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 5 日規則第 3 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 2 日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7 月31日規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 2 の改正規定（「及び第20条の 3 第 3 項」に係る部分に限る。）、第11条の 2 の改正規定及び第19条の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年 4 月 1 日前に現に奈良市営住宅条例第34条第 3 項又は第38条第 3 項若しくは第 4 項の規定により金銭を徴収している者に係る当該金銭の額については、この規則による改正後の奈良市営住宅条例施行規則第19条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成27年 8 月 1 日において、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日規則第35号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定（別記第6号様式の改正規定（「寡夫」の次に「（みなし寡婦及びみなし寡夫を含む。）」を加える部分に限る。）に限る。）による改正後の奈良市営住宅条例施行規則別記第6号様式の規定は、平成28年10月1日前に現に入居している者の平成28年度の家賃に係る収入申告書には適用しない。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則及び奈良市改良住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年10月10日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月31日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年7月1日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年12月26日規則第42号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年10月30日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第 9 条第 2 項第 1 号の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後に行われる奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第 3 項若しくは第 5 項、第28条第 1 項若しくは第 2 項又は第29条第 1 項の規定に規定する収入の計算（以下「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

個人番号提供書

(宛先)奈良市長

年 月 日

市営住宅等の管理に関する事務における利用目的を確認した上で、次のとおり個人番号を提供いたします。
また、奈良市が個人番号を利用して、地方税関係情報について取得することに同意します。

記入者住所 _____
記入者氏名 _____

入居 (予定) 者	フリガナ									生年月日			
	氏名									年 月 日			
	住所												
	個人番号												
同居 (予定) 者	続柄									生年月日			
	フリガナ									年 月 日			
	氏名												
	住所												
個人番号													
同居 (予定) 者	続柄									生年月日			
	フリガナ									年 月 日			
	氏名												
	住所												
個人番号													
同居 (予定) 者	続柄									生年月日			
	フリガナ									年 月 日			
	氏名												
	住所												
個人番号													

記載要領

1. 奈良市が個人番号を利用して本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名を行うこと。
2. 代理人が提供書に署名する場合、入居者及び同居者からの委任状が必要です。

(注)裏面に個人番号の利用目的、根拠、窓口記入欄等について記載する。

第2号様式（第4条関係）

様

奈良市長 氏 名 印

入 居 承 認 書

年 月 日付けの奈良市営住宅の入居申込みについては、下記の条件を付して承認します。

記

1. 住宅の所在地 奈良市 町 番地
2. 住宅名・番号 第 号市営住宅第 号
3. 指定入居日 年 月 日
4. 家賃（月額） 金 円（ただし、年 月 日までの額）
5. 敷 金 金 円
6. 入居者は、下記の者に限る。

	入居者氏名	続柄	生年月日

(以上 名)

7. 入 居 期 間 指定入居日までに敷金の納付及び市営住宅入居請書の提出を済ませ、指定入居日から14日以内に入居を完了すること。
8. 指定入居日までに敷金の納付若しくは市営住宅入居請書の提出がないとき、又は指定入居日から14日以内に入居しないときは、この承認を取り消すものとする。
9. やむを得ない理由により指定入居日から14日以内に入居できないときは、あらかじめその旨を申し出て承認を受けること。
10. 家賃を3箇月以上滞納したとき、その他奈良市営住宅条例第38条第1項各号のいずれかに該当し、住宅の明渡しの請求を受けたときは、速やかに当該住宅を明け渡すこと。

第3号様式（第5条関係）

敷金減免（徴収猶予）申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
減免（徴収猶予）の理由					
敷 金	円				
減免希望金額又は徴収猶予希望期間	円		年 月 日から 年 月 日まで		
入居家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	勤 務 先	備 考
	本人				
<p>奈良市営住宅条例第12条第5項の規定により上記のとおり申請します。なお、敷金減免（徴収猶予）の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>（宛先）奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>					
※調査者意見					

- (注) 1 敷金の減免又は徴収猶予の理由を証する書類を添付してください。
 2 ※印は、記入の必要がありません。

第 4 号様式 (第 6 条関係)

(表)

市営住宅入居請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

年 月 日付け奈良市指令 第 号で下記の住宅の入居承認を受けましたので、奈良市営住宅条例、同施行規則の規定、入居承認書に記載の条件その他の規定に定めるところに従います。なお、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務についてその義務を引き受けます。

入居年月日	年 月 日
-------	-------

入居者	フリガナ 氏 名				年 月 日生
		電話番号			
	住 所				
同居者	勤務先	名 称 所在地	電話番号		
	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
住宅所在地	奈良市				
住宅名番号	第 号	市営住宅 第 号	建設年度	年度	
構造規格		間取り	床面積	m ²	

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名		年 月 日生	
			電話番号	
	現住所			
	入居者との関係		職 業	
	勤務先	名 称 所在地	電話番号	
極 度 額	円			
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名		年 月 日生	
			電話番号	
	現住所			
	入居者との関係		職 業	
	勤務先	名 称 所在地	電話番号	
極 度 額	円			

連帯保証人の遵守事項

- 1 入居者が家賃等を滞納した場合、支払いの指導を行うとともに、市から請求があったときは、極度額の範囲内で、自ら支払うこと。
- 2 入居者が何ら手続を取ることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき市に協力すること。

請書提出上の注意事項

- 1 入居者及び連帯保証人の押印は実印とし、印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付してください。
- 2 連帯保証人が死亡したときその他奈良市営住宅条例に定める要件を欠いたときは、市営住宅入居請書を再提出してください。
- 3 生活保護受給者、成年被後見人、被保佐人、被補助人（保証をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）、破産者、入居決定者又は入居の承継の承認を受けようとする者と同居する者は、連帯保証人になることができません。後日発覚した場合虚偽申請となりますのでご注意ください。また、市がその他連帯保証人として不適格であると判断した場合は、連帯保証人を変更していただく場合があります。

備考欄

第4号様式の2（第6条の2関係）

(表)

市 営 住 宅 入 居 請 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

年 月 日付け奈良市指令 第 号で下記の住宅の入居承認を受けましたので、奈良市営住宅条例、同施行規則の規定、入居承諾書に記載の条件その他の規定に定めるところに従います。なお、連絡調整人は、市からの入居者への連絡又は指導の協力の依頼に応じます。

入居年月日 年 月 日

入 居 者	フリガナ 氏 名				年 月 日生
	住 所				
同 居 者	勤 務 先	名 称 所在地	電話番号		
	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先	
同 居 者			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
住宅所在地					
住宅名番号				建設年度	
構造規格	間取り			床面積	

(裏)

連絡調整人	フリガナ 氏名	印	年 月 日生
	電話番号		
調整人	現住所		
	入居者との関係	職業	
	勤務先 名称 所在地	電話番号	
連絡調整人	フリガナ 氏名	印	年 月 日生
	電話番号		
	現住所		
	入居者との関係	職業	
	勤務先 名称 所在地	電話番号	

連絡調整人の遵守事項

- 1 市から入居者への連絡又は指導の協力の依頼があったときは、連絡調整人は、これに応じること。
- 2 入居者が何ら手続きを取ることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき市に協力すること。

請書提出上の注意事項

- 1 入居者の押印は実印とし、印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付してください。
- 2 連絡調整人が死亡したときその他市長が定める要件を欠いたときは、市営住宅入居請書を再提出してください。
- 3 市が連絡調整人として不適格であると判断した場合は、連絡調整人を変更していただく場合があります。

備考欄

第4号様式の3 (第7条関係)

市営住宅連帯保証人変更承認申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号	
変更の理由		
新 た な 連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	入居者との関係	
前 任 の 連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	
<p>奈良市営住宅条例施行規則第7条第3項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>		
※調査者意見		

(注) ※印は、記入の必要がありません。

第5号様式（第8条関係）

家賃減免（徴収猶予）申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
減免（徴収猶予）の理由	1 収入が少なく生活が苦しいため。 2 その他（ ）				
家賃	家賃 円 年 月分まで完納				
減免（徴収猶予）希望期間及び金額	年 月 日から 年 月 日まで 円				
入居家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先	備考
	本人				
<p>奈良市営住宅条例施行規則第8条の規定により上記のとおり申請します。なお、家賃減免（徴収猶予）の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: center;">入居者氏名</p>					
※調査者意見					

- (注) 1 家賃の減免又は徴収猶予の理由を証する書類を添付してください。
2 ※印は、記入の必要がありません。

第6号様式（第9条関係）

収 入 申 告 書

(宛先) 奈良市長

奈良市営住宅条例第18条第1項の規定に基づき、 年1月1日から同年12月31日までの収入を次のとおり申告します。なお、収入の申告に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。

年 月 日

住所 奈良市

第 号市営住宅第 号

氏名

1 入居者及び同居者について

	氏 名	生年月日	続 柄	勤 務 先	年 間 所 得	備 考
入居者			本人			
同居者						

(注) 1 「入居者」とは市営住宅の入居時の名義人となっている方を指し、「同居者」とは当該市営住宅に入居している方のうち入居者以外の方を指します。

2 備考の欄には、入居者又は同居者に、特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は寡婦若しくは寡夫（みなし寡婦及びみなし寡夫を含む。）の方がいる場合には、その旨を記入してください。

2 別居の同一生計配偶者について

	氏 名	生 年 月 日	こ の 者 の 配 偶 者 の 氏 名	備 考
別居の同一生計配偶者				

(注) 1 「別居の同一生計配偶者」とは、入居者又は同居者の同一生計配偶者のうち、入居者及び同居者以外の方を指します。

2 備考の欄には、別居の同一生計配偶者に、特別障害者又は特別障害者以外の障害者の方がいる場合には、その旨を記入してください。

3 別居の扶養親族について

	氏 名	生 年 月 日	こ の 者 の 扶 養 者 の 氏 名	備 考
別居の扶養親族				

(注) 1 「別居の扶養親族」とは、入居者又は同居者の扶養親族のうち、入居者及び同居者以外の方を指します。

2 備考の欄には、別居の扶養親族に、特別障害者又は特別障害者以外の障害者の方がいる場合には、その旨を記入してください。

収入認定に対する意見申出書

住宅名・番号	第 号市営住宅第 号
認定収入額	円
申出の理由	
<p>奈良市営住宅条例第18条第3項の規定により上記のとおり意見の申出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良市長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>	
<p>※調査者意見</p>	

（注）※印は、記入の必要がありません。

第 8 号様式 (第11条関係)

家 賃 変 更 申 請 書

住 宅 名 ・ 番 号	第 号 市 営 住 宅 第 号	
家 賃 額	円	
収 入 額	変動前 円	変動後 円
変 更 の 理 由		
<p>奈良市営住宅条例施行規則第11条の規定により上記のとおり申請します。なお、家賃変更の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>		
※調査者意見		

(注) ※印は、記入の必要がありません。

第8号様式の2 (第11条の2関係)

市営住宅共益費減免(徴収猶予)申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
減免(徴収猶予)の理由					
共 益 費	共益費 円 年 月分まで完納				
減免(徴収猶予)希望期間及び金額	年 月 日から 年 月 日まで 円				
入居家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	勤 務 先	備 考
	本人				
<p>奈良市営住宅条例施行規則第11条の2の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: center;">入居者氏名</p>					
※調査者意見					

- (注) 1 共益費の減免又は徴収猶予の理由を証する書類を添付してください。
 2 ※印は、記入の必要がありません。

市営住宅用途変更・模様替（増改築）承認申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号
用 途	
用途変更、模様替 又は増改築の規模 及び構造	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 理 由	
<p style="text-align: center;">用途変更 上記のとおり模様替したいので、奈良市営住宅条例第21条第3項ただし書の規 増改築 第21条第4項ただし書の 定により申請します。なお、住宅を明け渡す場合は、市の指示に従い、原状回復又 は撤去することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">奈良市長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>	
<p>※調査者意見</p>	

（注）※印は、記入の必要がありません。

工 事 終 了 届

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号
承認年月日	
承認番号	
工事種別	
工事費	
工事終了年月日	
<p>上記のとおり工事が終了したので、奈良市営住宅条例施行規則第12条第4項の規定により届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良市長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>	
<p>※調査者意見</p>	

（注）※印は、記入の必要がありません。

市 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

住宅名・番号		第 号 市 営 住 宅 第 号				
同居させようとする者	氏 名	年 齢	現入居者との続柄	住 所	勤 務 先	備 考
申 請 理 由						
<p>奈良市営住宅条例第22条第1項の規定により上記のとおり申請します。なお、同居承認の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（宛先）奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>						
※調査者意見						

（注）※印は、記入の必要がありません。

市営住宅長期不使用承認申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号
長期不使用となる理由	
不使用期間	年 月 日から
	年 月 日まで
<p>上記のとおり市営住宅を長期にわたり使用しないこととなりますので、奈良市営住宅条例第22条第3項の規定により申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>（あて先）奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>	
※調査者意見	

（注）※印は、記入の必要がありません。

入居承継承認申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号		
現入居者氏名			
入居承継を受けようとする者	氏 名		
	生年月日		
	現入居者との続柄		
	前年の総収入額		
入居承継の理由			
<p>上記のとおり入居承継をしたいので、奈良市営住宅条例第23条第1項の規定により申請します。なお、入居承継承認の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>			
※調査者意見			

(注) ※印は、記入の必要がありません。

第14号様式（第15条関係）

収入超過者（高額所得者）認定に対する意見申出書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号
意見申出の理由	
<p>収入超過者（高額所得者）認定の通知を受けましたが、奈良市営住宅条例第28条第3項の規定により意見の申出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良市長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>	
<p>※調査者意見</p>	

（注）※印は、記入の必要がありません。

第15号様式（第16条関係）

収入超過者（高額所得者）認定取消申出書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
認定取消申出の理由					
入居家族の状況	続柄	氏 名	年齢	勤務先	備 考
	本人				
<p>奈良市営住宅条例施行規則第16条の規定により上記のとおり申請します。なお、収入超過者（高額所得者）認定取消の申出に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（宛先）奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>					
<p>※調査者意見</p>					

- (注) 1 認定取消申出の理由を証する書類を添付してください。
 2 ※印は、記入の必要がありません。

高額所得者明渡し請求猶予申出書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
明渡し請求猶予申出の理由					
希望猶予期限	年 月 日まで				
入居家族の状況	続柄	氏 名	年齢	勤務先	備 考
	本人				
<p>奈良市営住宅条例第29条第1項ただし書の規定により上記のとおり申出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良市長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>					
<p>※調査者意見</p>					

- (注) 1 明渡し請求猶予申出の理由を証する書類を添付してください。
 2 ※印は、記入の必要がありません。

高額所得者明渡し期限延長申出書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
明渡し期限延長申出の理由					
希望延長期限	年 月 日まで				
入居家族の状況	続柄	氏 名	年齢	勤務先	備 考
	本人				
<p>奈良市営住宅条例第29条第4項の規定により上記のとおり申出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良市長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>					
<p>※調査者意見</p>					

- (注) 1 明渡し期限延長申出の理由を証する書類を添付してください。
 2 ※印は、記入の必要がありません。

第17号様式の2（第19条の2関係）

（表）

市営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

（宛先）奈良市長

入居者氏名

次のとおり市営住宅駐車場を使用したいので関係書類を添えて申し込めます。

希望する駐車場	第 号市営住宅駐車場	※ 受付番号	
使用者氏名	生年月日	年 月 日	
入居者氏名	生年月日	年 月 日	
住 所	(電話)		
自動車登録番号	駐車させる自動車		
	自動車の種別		
車体の形状	長さ	cm	幅 cm 高さ cm

（切 取 り 線）

市営住宅駐車場申込済票			
住 所	※ 希望した駐車場	※ 受付番号	主管課
氏 名			印

(裏)

1 添付書類

- (1) 駐車場に駐車させる自動車の自動車検査証の写し
- (2) その他

2 注意事項

- (1) ※印は、記入の必要がありません。
- (2) 添付書類は、一切返却しません。

(切 取 り 線)

(注) 1 この申込済票は、再発行しません。

2 この申込済票の受付番号は、抽せん番号としますから大切に保存してください。

第17号様式の3（第19条の3関係）

奈良市指令 第 号
年 月 日

様

奈良市長 氏 名印

駐 車 場 使 用 承 認 書

市営住宅駐車場使用申込みについては、下記の条件を付して承認します。

駐 車 場 使 用 者			
使 用 す る 区 画			
申 込 年 月 日	年 月 日		
指 定 使 用 日	年 月 日		
駐 車 す る 自 動 車	車 名		登 録 番 号
駐 車 場 使 用 料	月 額	円	敷 金 円
使 用 条 件	<p>1. 指定使用日までに駐車場敷金の納付及び駐車場使用請書の提出を済ませてください。</p> <p>2. 指定使用日までに駐車場の敷金の納付又は駐車場使用請書の提出がないときは、この承認を取り消すものとする。</p> <p>3. この承認書により駐車できる自動車は、市営住宅駐車場使用申込書に記載の自動車に限ります。</p> <p>4. 駐車場使用料を3箇月以上滞納したとき、その他奈良市営住宅条例第38条の4の9各号のいずれかに該当し、駐車場使用決定の取り消しを命じられたときは、速やかに当該駐車場を返還すること。</p>		

第17号様式の4（第19条の4関係）

駐 車 場 使 用 請 書

年 月 日

（宛先）奈良市長

年 月 日付け奈良市招合 第 号で下記の駐車場の使用承認を受けましたので、奈良市営住宅条例、同施行規則の規定、駐車場使用承認書に記載の条件その他の規定の定めるところに従います。

使用開始年月日	年 月 日
---------	-------

駐 車 場 名	区画番号
---------	------

入 居 者	フリガナ 氏 名	年 月 日生
	住 所	電話番号
	勤 務 先	名 称 所在地 電話番号

備考欄

第17号様式の5（第19条の5関係）

駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書

駐車場名・区画番号	第 号 市 営 住 宅 駐 車 場 第 番				
減免（徴収猶予）の理由					
使 用 料	使用料 円 年 月分まで完納				
減免（徴収猶予）希望期間及び金額	年 月 日から 円 年 月 日まで				
入居家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	勤 務 先	備 考
	本人				
<p>奈良市営住宅条例施行規則第19条の5の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: center;">入居者氏名</p>					
※調査者意見					

- (注) 1 家賃の減免又は徴収猶予の理由を証する書類を添付してください。
 2 ※印は、記入の必要がありません。

第17号様式の6（第19条の6関係）

市営住宅駐車場返還届

駐車場名・区画番号	第 号 市 営 住 宅 駐 車 場 第 番
返 還 理 由	
返 還 年 月 日	年 月 日
※ 立 会 検 査 日	年 月 日 前 午 時ころ 後
※ 使用料未納額及び支払 方法	月分 円 一括払・分割払
※ 敷金の額及び還付方法	円 直接払・郵送・その他（ ）
<p>奈良市営住宅条例施行規則第19条の6の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>	
<p>※検査人意見</p>	

- (注) 1 この届は、必ず市営住宅駐車場の返還の7日前までに提出し、駐車場の検査を受けてください。
- 2 ※印は、記入の必要がありません。

第18号様式（第21条関係）

（表）

第 号	年 月 日交付
奈良市営住宅立入検査員証	
氏 名	年 月 日生
奈良市長 氏	名 印

（裏）

この証票を携帯する者は、奈良市営住宅条例により市営住宅の検査を行う者です。

（注）裏面の余白に条例の関係条文を記載する。

同 居 者 異 動 届

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号			
異動家族氏名	年 齡	現入居者 との続柄	異動年月日	事 由 { 転 出 } { 出 生 } { 死 } { その他 }

奈良市営住宅条例施行規則第22条の規定により上記のとおり届けます。なお、同居者異動の届出に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報を調査することに同意します。

年 月 日

（宛先）奈良市長

入居者氏名

市 営 住 宅 退 去 届

住 宅 名 ・ 番 号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
退 去 理 由					
退 去 年 月 日	年 月 日				
移 転 先	(電 話)				
模様替・増改築の有無	有 ・ 無	処 置			
※ 立 会 検 査 日	年	月	日	午 前 後	時 分
※ 家賃未納額及び支払方法	月分	円	一括払・分割払		
※ 敷金の額及び還付方法	円	直接払・郵送・その他 ()			
※ 水道・電気・ガスの閉栓届等の措置	届出日	水 道 電 気 ガ ス	年	月	日
<p>奈良市営住宅条例施行規則第23条の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良市長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>					
※ 検査人意見					

(注) 1 この届は、必ず市営住宅の明渡しの10日前までに提出し、住宅の検査を受けてください。

2 ※印は、記入の必要がありません。

第21号様式（第24条関係）

市営住宅氏名変更届

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号			
変更の理由				
氏 名		続 柄	生 年 月 日	備 考
変 更 前	変 更 後			
<p>奈良市営住宅条例施行規則第24条の規定により上記のとおり届けます。なお、氏名変更の届出に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報を調査することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名</p>				

第22号様式（第25条関係）

市営住宅駐車場使用者変更承認申請書

駐車場名・区画番号	第	号	市	営	住	宅	駐	車	場	第	番		
現使用者氏名													
	氏										名		
変更後の使用者	生	年	月	日							年	月	日
	入居者との続柄												
変更の理由													
上記のとおり使用者変更をしたいので、奈良市営住宅条例施行規則第25条の規定により申請します。													
年 月 日													
（宛先）奈良市長													
入居者氏名													
※調査者意見													

（注）※印は、記入の必要がありません。

第23号様式（第26条関係）

市営住宅駐車場駐車自動車変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

入居者氏名

次のとおり市営住宅駐車場に駐車させる自動車を変更したいので関係書類を添えて申請します。

駐車場名・区画番号	第 号 市 営 住 宅 駐 車 場 第 番					
使用者氏名		生年月日	年 月 日			
住 所	(電話)					
変更後駐車させる自動車						
自動車登録番号		自動車の種別				
車体の形状		長さ	幅	高さ		
		cm		cm	cm	

1 添付書類

- (1) 変更後駐車場に駐車させる自動車の自動車検査証の写し
- (2) その他

2 注意事項

添付書類は、一切返却しません。